

\* 『意見書』（医師の意見書が必要な感染症）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん 出現後の4日後まで	解熱した後3日を経過している こと
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24 時間から発症後3日程度ま でが最も感染力が強い）	発熱した日を0日とし、発症し た後5日経過し、かつ、解熱し た後3日経過していること
風しん (三日はしか)	発しん出現の7日前から 7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から 痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶ た）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から 耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹 が発現してから5日を経過し、 かつ全身状態が良好になってい ること
結核		症状により医師において感染の 恐れがないと認められているこ と
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した 数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現し た数日間	感染力が非常に強いため結膜炎 の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳 出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又 は適正な抗菌性物質製剤による 5日間の治療が終了しているこ と
腸管出血性大腸菌感染症（ O157、O26、O111等）		医師により感染のおそれがない と認められていること
急性出血性結膜炎		病状により医師において感染の おそれがないと認められている こと
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)		病状により医師において感染の おそれがないと認められている こと
アデノウイルス感染症	発熱等の症状が出現した 数日間	発熱等の主な症状が消失した後2 日経過していること
新型コロナウイルス		発症を0日とし、発症後5日を経過 し、かつ熱が下がり痰や喉の痛みな どの症状が軽快した後1日を経過する迄
その他医師が上記の感染症 に 類するものと認めたもの		症状により医師において感染の 恐れがないと認められているこ と